

現況届2・3号に添付する書類

1 保育を必要とする理由を証明するための書類（父母それぞれの人ごとに必要です）

保育を必要とする理由	証明するための書類	備考
常勤、パート等	○在職証明書	1か月間で30時間以上就労していること (育休中で、上の子が入園継続している場合も含む)
自営業、内職、農業等	○就労申立・証明書	1か月間で30時間以上就労していること
妊娠、出産	○母子健康手帳の写し (母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し)	出産の前後であること
疾病、負傷	○医師の診断書	
障害	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し	体障害者手帳(1~4級) 療育手帳(ⒶAⒷB) 精神障害者保健福祉手帳(1~3級)
病気の人を介護、看護	○介護・看護申立書 + ○医師の診断書又は介護保険被保険者証の写し(要介護3~5)など	1か月間で30時間以上親族を常時介護・看護していること
身体障害、知的障害、精神障害のある人を介護	○介護・看護申立書 + ○医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、通園・通学証明書など	
災害復旧	○申立書 (罹災証明書がある場合は証明書等)	震災、風水害、火災、その他災害により自宅又は親族宅の復旧に当たっていること
求職活動	○求職活動状況申立書	
就学	○在学証明書など	1か月間で30時間以上就学していること
虐待、DV	○配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書など	配偶者暴力相談支援センターなどが発行した「DV被害者が相談した事実を記載した書面」など

注：上記の書類は、令和2年4月以降の証明日のものが必要です(母子健康手帳、身体障害者手帳等を除く。)。上記以外にも書類を提出していただくことがあります。また証明書等の内容によっては、保育が必要であると認められない場合があります。

2 世帯状況を確認するための書類

ひとり親世帯…○遺族基礎年金、児童扶養手当等の証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証等の写し・戸籍謄本など、そのことが確認できる書類を添付してください。

3 その他

3号を希望(継続)する場合、認定を受けることができるのは、保育を必要とする利用を証明する書類の提出とあわせて、市長村民税非課税世帯に該当する場合のみ対象です。3号を希望(継続)する方で、令和2年1月1日に広島市に居住していない等により、令和2年度の市町村民税が広島市外で課税されている場合には、その課税証明書を提出してください。

乳幼児と生計を一にする父母それぞれの人ごとに必要です(世帯状況によっては、祖父母等の書類も必要な場合があります。)